

乾めん類及び手延べそうめん類製造業者の皆様へ

法令遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底のお願い

農林水産省は、これまで食品産業に対し、「企業行動規範の徹底に向けた自主的な取り組みの強化について」（平成 14 年 1 月 23 日付け 13 総合第 4358 号）により関係法令の遵守等を要請するとともに、「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～について」（平成 20 年 3 月 25 日付け 19 総合第 1948 号）により、「信頼性向上自主行動計画」の策定を要請してきたところです。

しかしながら、今般、奈良県の乾めん類及び手延べそうめん類製造販売業者において、賞味期限の改ざんが行われ、当該業者に対し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）第 19 条の 14 第 3 項の規定に基づく農林水産大臣名の改善命令が発出されました。

当該業者は、以前も JAS 法違反による指示・公表を受けたことがあるため、本件は、乾麺業界全体に対する消費者の不信感を惹起しかねない問題であり、誠に遺憾であります。

については、消費者の信頼を確保するため、下記の取組みを行い、関係法令の遵守及び社会倫理に適合した行動のより一層の徹底を図るよう、お願いします。

記

- 1 代表者、役員等による期限表示及びコンプライアンス体制に関する社内総点検の実施
- 2 農水省や全国団体等が実施する信頼性向上に関する講習会への参加
- 3 「企業行動規範」の速やかな策定と社員への周知